

熊本城への寄附におけるオンライン決済取扱業務
(公募型プロポーザル方式) 審査基準

熊本城への寄附におけるオンライン決済取扱業務における契約候補者の選定に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 熊本城への寄附におけるオンライン決済取扱業務契約候補者選定審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査員が提出書類及びヒアリングを基に審査を行い、本業務の実施に最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等の受付時に、熊本城総合事務所総務管理課（以下、「事務局」という。）は、提示金額が提案上限金額の範囲内であるかを確認し、上限額を超えている場合は、その提案書を審査対象から除外する。
- (2) 各審査員は、提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 審査会において、提案者に対するヒアリングを実施する。
- (4) 各審査員は、「評価基準」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において各審査員が審査した点数を合計し、全審査員の合計点数を提案者の得点とする。

3 審査項目

別紙「評価基準」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、総得点の最も高い提案者（以下、最高得点者という。）を契約候補者とする。最高得点者が辞退する場合等については、総得点が高い順に繰り上げて契約候補者とする。なお、最高得点者が複数いる場合は、審査会の議決により選定する。
- (2) いずれの提案も各審査員の評価点数（合計）の総計 1,000 点満点のうち 600 点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。